令和９年度

兵庫教育大学小学校
アフタースクールのご案内

兵庫教育大学アフタースクール

電　　話：0795-40-2234
携帯電話：090-2118-8606
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：Fuzoku.after@softbank.ne.jp

令和９年度兵庫教育大学附属小学校アフタースクールの利用について

１．兵庫教育大学附属小学校アフタースクールの目的

兵庫教育大学附属小学校アフタースクールは、働く保護者等の子育てを支援し、児童の生活・学習指導を行い、異学年の児童の交流により社会性を育むことを目的としています。

２．実施場所

本学施設「やまくにプラザ」２階（附属小学校西側）

３．対象児童

保護者の労働等により放課後等に家庭で適当な保育を受けることができない者で、原則として毎日通所することが可能な者とします。

４．定員及び選考について

（定員）

60 名程度（全学年合計の定員）

（選考）

申請者が定員を超えた場合は、別に定める基準により選考を行い、利用者を決定します。

５．実施期間及び実施時間

（実施期間）

令和９年４月１日～翌年３月 31 日

※ただし、以下の日は実施しません。

土・日、祝日、兵庫教育大学の一斉休業日、

年末年始（12 月 29 日から翌年１月３日までの日）、学長が定める日

（実施時間）

・附属小学校の授業実施日（土曜･日曜･祝日の行事日は除く）

下校時間から午後６時まで

・春季、夏季及び冬季における休業日並びに附属小学校の振替休業日

午前８時から午後６時まで

６．保育料等

保育料は月額 6,100 円（夏休み期間 15,300 円）です。

３月に前期分 30,500 円（４月～７月、９月分）、７月に夏休み期間分 15,300 円、９月に後期分 36,600 円（10 月～３月分）をそれぞれ郵便振込（払込手数料本人負担）により前納していただきます。

なお、保育料とは別に保険料（800 円／年間）が必要です。

※保育料は、改定される場合があります。

７．利用申請手続

申 請 手 続：別途案内をする Forms から Web 申請及び提出書類の提出。

提 出 書 類：勤務証明書又は申立書等

書類提出先：附属学校事務室（平日９時 00 分～17 時 00 分）※12 時～13 時は除く

申 請 期 間：令和８年 11 月 30 日（月）～令和９年１月 22 日（金）

８．個人情報の取り扱いについて

アフタースクール運営に伴い取得した氏名、住所、自宅電話番号等の個人情報につきましては､アフタースクール運営に係る業務以外の目的に用いることはありません。

９．緊急時の対応

（１）怪我病気の場合

・軽度の怪我の場合は、アフタースクールにおいて対応しますが、頭部の打撲等、特に必要がある場合は病院へ搬送することもありますので、保護者へお迎えを要請します。
・高熱や重篤な病気を発症した場合は、お迎えを要請します。

（２）気象警報等の発表、地震が発生した場合

・気象警報の発表や地震（震度５以上）が発生した場合は、別紙のとおり、終日アフタースクールの中止や午前中止の対応をします。
・加東市以外に居住している児童については、その居住市町に警報が発令されている場合も同様の措置を取ることがあります。
・詳細は、別紙「気象警報等の発表、地震が発生した場合の措置について」をご確認ください。

（３）学級閉鎖の場合

学級閉鎖となった場合は、当該学級の児童はアフタースクールを利用できません。

（４）利用制限

感染病などの病気等により他の児童に影響を与える場合は、利用を制限します。保護者におかれましても、常にお子さまの体調等にご注意いただき、通所するかどうかのご判断をお願いいたします。

10. 退所、休所等

・長期間（１か月以上）アフタースクールを休まれる場合は、必ず休まれる月の前月中に附属学校事務室へ「休所届」を提出してください。（前月中に休止の申し出があり、かつ１か月単位で休まれた場合は、保育料を返還することができます。）
・退所される場合は、附属学校事務室に「退所届」を提出してください。
・月の途中で退所又は休所された場合でも当該月の保育料は返還しません。

11. 持ち物等

（アフタースクールに置いておくもの）

コップ、上履き、着替（服上下・肌着・靴下・ナイロン袋）
※持ち物にはすべて名前を書いてください。

（長期休業日及び代休日）

弁当、水筒、ハンカチ、ティッシュ、帽子、筆記用具、学習用テキスト、読みたい本や塗り絵、折り紙　等
※持ち物にはすべて名前を書いてください。

12. 欠席・早退

欠席や早退される場合は、必ずアフタースクールにご連絡ください。
電話：0795-40-2234、携帯電話：090-2118-8606
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：Fuzoku.after@softbank.ne.jp

13. 申請書記載事項の変更

住所、電話番号、家庭の状況等、申請内容に変更があった場合は、附属学校事務室に「記載事項変更届」を提出してください。

14. 注意事項

次のようなことがあった場合、利用許可を取り消すことがあります。
・対象者の要件に該当しなくなった場合
・指導員等の指示に従わない場合
・特別の事情がなく保育料等の支払いが滞った場合
・その他利用許可を取り消すことがやむを得ないと判断した場合

（別紙）

気象警報等の発表、地震が発生した場合の措置について（令和８年５月 29 日）

【通常期間（附属小学校授業実施日（土曜・日曜・祝日の行事日は除く））の場合】
附属小学校で定めている非常時の措置に準じます。
また、附属小学校が臨時休業又は一斉下校となった場合は、当日のアフタースクールは実施しません。

【長期休業中（夏休み、冬休み、春休み）及び小学校振替休業日の場合】

1 「加東市」に、暴風、暴風雪、大雪、レベル３大雨、「加古川上流」にレベル３河川氾濫のいずれかの警報又は特別警報が発表された場合
※加東市以外に居住している児童については、その居住市町、河川に暴風、暴風雪、大雪、レベル３大雨、レベル３河川氾濫のいずれかの警報又は特別警報が発表された場合は、同様の措置となります。

（1）午前７時現在において、警報が発表されている場合
午前中はアフタースクールを実施しません。

（2）午前 11 時現在、加東市に警報が発令されている場合
アフタースクールは、終日実施しません。

（3）午前 11 時現在、加東市に発令されていた警報が解除された場合
午後1時から、アフタースクールを実施します。

（4）アフタースクール開始後に警報が発表された場合
直ちに保護者がお迎えに来ていただきます。

2　気象防災速報（竜巻、線状降水帯、記録的短時間大雨）が発表された場合
（1）午前７時時点で、「兵庫県」に発表されている場合
自宅待機とし、解除され、安全が確認できてから送迎をお願いします。
※竜巻注意情報は、発表後有効時間は1時間です。いずれの速報も「解除」の発表は出されないためご注意ください。

（2）アフタースクール開始後に発表された場合
解除されるまで待機させます。必要に応じてお迎えを依頼します。

3　地震（震度５弱以上）が「加東市」で発生した場合
※加東市以外に居住している児童については、その居住市町に震度５弱以上の地震が発生した場合は、同様の措置となります。
（1）アフタースクール開始前に発生した場合
当日のアフタースクールは中止します。

（2）アフタースクール開始後に発生した場合
安全確保、必要に応じて避難を行います。その後、安全状況を確認のうえ、お迎えに来ていただきます。

4　Jアラート等を通じて緊急情報が発信された場合
（1）アフタースクール開始前に「兵庫県」に発信された場合
自宅待機とし、安全が確認できてから送迎をお願いします。

（2）アフタースクール開始後に「兵庫県」に発信された場合
必要に応じて、お迎えを依頼します。

（別紙）

5　熱中症事故防止のための対応

(1)熱中症特別警戒アラート(午後2時ごろ)が発表された場合
　翌日のアフタースクールは中止とします。

(2)暑さ指数情報提供地点の明石または姫路にWBGT(暑さ指数)35の予測(午後5時ごろ)が発表された場合
　翌日のアフタースクールは中止とします。

6　留意事項

(1)気象庁の発表は、気象庁のホームページ、兵庫防災ネット、テレビ・ラジオ放送等から情報が得られますので、ご確認ください。

(2)その他、緊急時には、上記によらずメール等でご連絡する場合があります。